

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

特別養護老人ホーム 夢

運 営 規 程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人真生会が運営する地域密着型特別養護老人ホーム夢（以下、「施設」という。）において実施する指定地域密着型介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定地域密着型介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定地域密着型介護老人福祉施設サービス（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するよう努めるものとする。

3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 施設は、サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活かし、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6 前5項のほか、「玉野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に定める内容を遵守し、サービスを実施するものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 特別養護老人ホーム 夢

(2) 所在地 玉野市山田468番地1

第2章 職員及び職務分掌

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1人以上とする（常勤1人以上）
施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
 - (2) 医師 1人以上
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
 - (3) 生活相談員 1人以上（常勤1人以上）
利用者またはその家族からの相談に応じ、利用者の自立支援を行う。
 - (4) 介護職員 14人以上（常勤1人以上）
利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助を行う。
 - (5) 看護職員 1人以上（常勤1人以上）
利用者の健康状態の把握と、医師の指示に基づき看護業務を行う。
 - (6) 栄養士又は管理栄養士 1人以上（常勤1人以上）
食事の献立作業、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。
 - (7) 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
 - (8) 介護支援専門員 1人以上（常勤1人以上）
施設サービス計画の作成等を行う。
 - (9) 事務職員等 1人以上
施設に必要な庶務及び経理事務を行う。
- 2 前項に定めるものの他に必要に応じてその他の職員を置くことができる。
 - 3 職員の員数については短期入所生活介護施設を含む。
（勤務体制の確保）
- 第5条 施設は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう職員の勤務体制を定める。
- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。
 - 3 施設は、日中においてはユニット毎に常時1人以上の、また夜間及び深夜においては2ユニット毎に1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
 - 4 施設は、施設の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
 - 5 施設は、職員の資質向上のための研修の機会を確保する。

第3章 利用定員等

（利用定員）

第6条 施設の利用定員は、29人とする。

（居室の定員）

第7条 一つの居室の定員は、1人とする。

（ユニットの数及びユニットごとの入居定員）

第8条 ユニットの数は3ユニットとし、2Fユニットのみ利用定員は9人とし、他のユニットは10人とする。

(定員の遵守)

第9条 災害等やむを得ない場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入居させない。

第4章 利用者へのサービスの提供の内容及び費用の額

(内容及び手続きの説明及び費用の額)

第10条 施設は、サービス提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第11条 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(受給資格の確認)

第13条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスの提供に努める。

(入退居)

第14条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、利用申込者の数が利用定員から利用者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる利用申込者を優先的に入居させるよう努める。

3 施設は、利用申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

4 施設は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討する。

5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

6 前2項の検討の結果、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行う。

7 施設は、利用者の退居に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供や、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第15条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(サービス提供の記録)

- 第16条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(利用料等)

- 第17条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

尚、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）」によるものとする。

- 2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次の掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする

(1) 食事の提供に要する費用 朝食355円 昼食570円 夕食520円

(2) 居住に要する費用 2,006円/1日

(3) 前各号に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。

- 3 前項(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分されたもの）について記載された領収書を交付するものとする。

- 5 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書にて説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(保険給付のための証明書の交付)

- 第18条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(サービスの取扱方針)

- 第19条 施設サービスは、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 3 サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。

- 4 サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。

- 5 施設の職員は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。

- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(ユニット型地域密着型施設サービス計画の作成)

第20条 施設長は、介護支援専門員にユニット型地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望を勘案して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況等の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 5 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

（1）利用者が、要介護更新認定を受けた場合

（2）利用者が、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

（介護）

第21条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
- 3 施設は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に交換する。
- 6 施設は、前項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 7 施設は、自立の支援や重度化防止を推進する観点から、利用者の口腔の健康の保持を図り、利用者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理に必要な支援を行う。
- 8 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
- 9 施設は、利用者の負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

（食事）

第22条 施設は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 施設は、栄養の管理を行い、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行う。

- 3 施設は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 施設は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第23条 施設は、常に利用者の心身の状況、その他置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第24条 施設は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行する。
- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、利用者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第25条 施設は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第26条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第27条 施設は、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

(利用者に関する市町村への通知)

第28条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第5章 施設の利用にあたっての留意事項

(外出及び外泊)

第29条 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第30条 利用者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断等は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第31条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第32条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第6章 その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第33条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、非難に関する具体的な計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。なお、避難訓練のうち1回は、夜間を想定した避難訓練を行うものとする。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第34条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水についての衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品・医療器具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 施設において、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的の実施する。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うものとする。

(協力病院等)

第35条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

(掲示及び広告)

第36条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

- 2 施設は、施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとしない。

(秘密保持等)

第37条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、その旨を職員との雇用契約の内容とするなど、必要な措置を講じる。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者及び、その家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第38条 施設は、居宅介護支援事業者等又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与はしない。

2 施設は、居宅介護支援事業者等又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第39条 施設は、サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 施設は、提供したサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行う。

4 施設は、市町村からの求めがあった場合、前項の改善の内容を市町村に報告する。

5 施設は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域との連携)

第40条 施設は、運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

2 施設は、そのサービスの提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、概ね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(緊急時時の対応)

第41条 施設は、サービス提供時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた際には、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第42条 施設は、事故の発生又はその再発の防止をするため、次の各号に定める措置を講じる

ものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではない。

（虐待防止に関する事項）

第43条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備し、職員に対して定期的な研修を実施する。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等）

第44条 施設は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。また、身体的拘束等を行う場合には、本人及び家族に対して説明し同意を得て行い、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保管する。

- 2 施設は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、職員に対して定期的な研修を実施する。

（業務継続計画の策定等）

第45条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第46条 施設は、すべての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係性を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(会計の区分)

第47条 施設は、サービス事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第48条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に関するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存する。

(その他)

第49条 この規程に定めのない事項については、厚生労働省令並びに介護保険法の定めるところによる。

附 則

この運営規程は、平成22年9月1日より施行する。

平成23年	3月16日	一部改正	施行
平成24年	4月1日	一部改正	施行
平成24年	7月1日	一部改正	施行
平成26年	4月1日	一部改正	施行
平成30年	3月7日	一部改正	施行
令和1年	11月1日	一部改正	施行
令和4年	4月1日	一部改正	施行